

池田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
 - (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- 2 この要綱において、「第三者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度において次条の規定により事前に登録することができる者は、同条に規定する申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載し、又は記録されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の申請等)

第4条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録希望者」という。）は、あらかじめ池田市本人通知制度登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 登録希望者は、本人による申出であることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他の市長が適当と認める本人であることを証する書類を市長に提示し、又は提出しなければならない。
- 3 登録希望者は、本市の区域内に住所を有しない場合には、前項に規定する書類の提示又は提出に

あわせて当該者に係る住民票の写しその他の住所を証する書類を市長に提出しなければならない。

4 第1項に規定する申請を代理人により行おうとするときは、当該代理人は、前2項の書類にあわせて次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、第1号の書類が証する事実について、本市に備付けの公募等の記載又は記録により判明する場合は、当該書類の提示又は提出を省略することができる。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類
- (2) 法定代理人以外の者 委任状その他代理権を明らかにする書類

5 市長は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者により送達される同条第2項に規定する信書便により第1項に規定する申請を行うことができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により受付窓口において直接申請することができない場合
- (2) 他の市区町村に居住しているために、受付窓口において直接申請することができない場合

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

（事前登録）

第5条 市長は、前条第1項及び第5項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、池田市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「事前登録者」という）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録期間等）

第6条 事前登録者の登録の期間は、第4条第1項及び第5項の規定による申請の日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。

2 事前登録者が、前項に規定する登録期間（以下「登録期間」という。）満了後引き続き登録を希望するときは、当該期間が満了する日前1か月以内に登録の更新の申請を行わなければならない。

3 第4条第2項から第5項まで及び第5条並びに第1項の規定は、前項の登録の更新の申請について準用する。この場合において、第1項中「第4条第1項及び5項の規定による申請の日」とあるのは「従前の登録期間が満了する日」と読み替えるものとする。

（事前登録の変更等）

第7条 事前登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、池田市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事前登録者への通知）

第8条 市長は、第4条第1項及び第5項の規定による申請の日の翌日以後において、第三者からの請求又は申出により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、池田市住民票の写し等交付通知書（様式第4号。以下「通知書」という。）により当該事前登録者に対し通知するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項
(事前登録の廃止)

第9条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事前登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第2項の規定による登録の更新の申請を行わず、かつ、登録期間が満了したとき。
- (2) 第7条に規定する廃止の届出があったとき。
- (3) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) 虚偽による登録その他市長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。